

福島県ヤングケアラー支援者研修会〔WEB版〕における質疑応答集

令和4年11月25日（金）開催  
福島県こども未来局児童家庭課

NO	質 疑 事 項	回 答
1	<p>○ 周知・啓発について</p> <p>ケアをしている子どもがかわいそうと思われるような周知・啓発に偏りを感じている。「子どもの将来や進路の選択を奪う手伝いをさせていませんか？していませんか？」といった方向からの周知・啓発は可能か。（行政機関）</p>	<p>「奪う」という表現は、少し厳しめに聞こえるので、「将来や進路を選択できるような家族のケアで困っていることがあれば、周囲の大人に相談しましょう。」などの表現はいいかか。</p> <p>ヤングケアラー一人一人の思いというのは、いろいろなことが絡み合っている場合もあるので、病気や障がいがある親を持つ子どもたちをケアの担い手として見るのではなく、その子たちの人生も大切であるという認識を社会が共有できるとよいと考える。</p>
2	<p>○ 周知・啓発にあたっての注意点等について</p> <p>本市でヤングケアラーを扱った場合、「あの子のことではないか」というイメージを持たれてしまうと、その子どもに対する見方や接し方が変わるようになってしまうのでは、という意見があった。</p> <p>今回、県において子ども向けアンケート調査を実施したことで、子どものみならず、学校や保護者に対する周知・啓発という意味でも効果はあったと感じているが、例えば市独自に周知・啓発を行うにあたって、こうした表現や方法は避けたほうが良いなど、何か注意点等あったらご教示願いたい。（行政機関）</p>	<p>本人や周囲の大人がヤングケアラーとはどのような状態に置かれている子どもなのかを理解していただくことがまずは重要である。さらに、本人向けにはそのような状態にあり困っている時に、どこに相談すればよいかを周知することが大切と考える。</p> <p>文言は、何より子どもが行っているケアに対して否定しないこと、否定的な表現は避けた方が良い。</p>
3	<p>○ ヤングケアラーに係る啓発について</p> <p>ヤングケアラーであることに気づいていない方には、積極的に声がけしたほうが良いのか。（基幹相談支援センター）</p>	<p>ヤングケアラーだと気づいていない、本人に自覚がないことは多々ある。ほぼそういうものだと思って関わっていった方がよい。そういったお子さんたちにどういうふうにか声をかけていくのかに関しては、どんな形でも良いが、本当にたわいのない、日常生活の中で気になったことを、「ここがちょっと心配（こういうことが心配）だったが、何かあったのかな？」とか、「今日落ち込んでいるけど、何かあったのかな？」というような声をかける。その時、すぐにその子が答えなかったとしても、それを問いかけて続けることが大事である。まず、「話をしているんだ」「この人にちょっと話を聞いてもらえるかも」「全部は話せないけどちょっとずつ言えるかな」という、そういう雰囲気を作っていくことが大事であり、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と言う。）も、雑談で終わることもあるが、とにかく会って話をし、つながり続ける。その中で、生活体験を増やしていきながら、彼らの世界を広げていってあげる、頼っているんだと思える大人を増やしていくことが、大事と考える。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
4	<p>○ 医療機関での認識について</p> <p>ヤングケアラーについて、医療機関での認識はどの程度か。また、医療機関でどのような対応ができるか。（地域包括支援センター）</p>	<p>具体的な調査、アンケートを行っていないので明確な状況は示せないが、まだまだ認識としては十分ではないと思われる。このようなところに（ヤングケアラーに）ソーシャルワーカーがしっかり関わっていただければと思う。</p> <p>兆候として、入院中であれば退院時の家族の状況であったり、医療費の支払い滞納であったりなど、何か気になる（ひっかかる）ところがあればそこから介入していくということが可能だと考える。今はコロナ禍の中で家族とのつながりが、医療機関、専門職ともに、極めて希薄になっているのではないか。そういった状況下では、まずは周知と言う意味で、今回の研修会は、地域において「ヤングケアラー」について課題であると認識してもらえたのではないかと。その上で、どこに繋いだら良いのか、繋いだ後にどのような対応をしてくれるのかというところまで互いに共有するということが大事である。ぜひ、カンファレンス等の中でも医療機関の活用というのを、家族全体の支援という中で問いかけていただけると良い。</p>
5	<p>○ ヤングケアラーへの理解と学びについて</p> <p>教員もこのような勉強会に出席したり、支援や関わり方について学んだりしているのか。教員が理解できるような機会があるのか。（チャット）</p>	<p>本研修会については、教育庁を通じて各学校等教育機関等へも開催通知を出しているが、金曜日の日中ということもあり、学校関係者が、直接ライブで参加するのは難しいと考える。そのため、後日、県の児童家庭課HPに、研修動画を掲載するので、必要なときに見て、学んでいただきたい。</p>
6	<p>○ 相談対応窓口について</p> <p>ヤングケアラーの対応や相談先が知りたい。（居宅介護支援事業所）</p>	<p>県の児童家庭課HPに各市町村の相談窓口や相談先一覧等が掲載されているので確認願いたい。</p>
7	<p>○ 相談対応窓口について</p> <p>学校でヤングケアラーの子どもだとわかったとき、学校側がまず相談すべき機関はどこか教えていただきたい。（チャット）</p>	<p>学校でヤングケアラーを把握（キャッチ）した時に、まずその子どもがどんなことで困っているのか、どんなニーズがあるのか、「アセスメントする」ということが非常に必要である。</p> <p>その場合、直に市町村の相談窓口やヤングケアラー相談窓口に相談するのも一つの方法であるが、まずはSSWに相談してもらえれば、それに対してさらに分析をして、より良い適切な支援に導いていくこともできるので、相談いただきたい。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
8	<p>○ 子どもたちからの相談対応について</p> <p>子どもからの相談はどれほどあるものか。(全国・県) また、県においては、電話のみならず SNS 相談 (ふくしま子ども SNS 相談) も行っているようだが、子どもから直接相談があった場合の、電話や SNS・メール等での具体的対応や注意点についても教えていただきたい。(行政機関)</p>	<p>県児童家庭課では、令和4年度からヤングケアラーに関する相談窓口を設置しているが、直接本人からの相談は今のところない。他県においてもほとんどない状況である。SNS相談については、ヤングケアラーに特化した相談ではなく、教育庁で「ふくしま子どもSNS相談」として全般的な相談対応を行っている。</p> <p>〔本研修会のシンポジスト意見〕</p> <p>私(本日の研修会のシンポジストでSSW)の立場は、学校からの依頼によって相談支援を開始するので、子どもから直接相談を受けるというのはない。面談を通じて子ども達の思いを読み解いていくこととなる。SSWとして私が関わっている件数としては、常時40名前後の子ども達と関わっている。基本的には面談による支援である。子どもが人と会うのはいやだ、声だけだったら話をしても良い、手紙だけだったら良いという場合には、電話とか紙ベースとかを使わせてもらうことはある。子どもから電話がかかってくることもまれにはある。そういう時は緊急性が高い時が多いので、本人の心理状態を確認して、思いを受け止め、正論にこだわらず、否定せず、どうすれば今の状況を良く出来るのかということと一緒に考えている。</p> <p>自分の中で時間を意識しているので、電話が長くなる場合は、頃合いをみて終わりにするとともに、次の約束をしていく。その際に次に話し合う内容を提示しておくことが多い。リストカットしてしまったり、落ち込んでいる子どももいるので、次につながるような終わり方をする。また時には雑談で終わることもある。その時、その時で話したいことを話すのが一番大切と思っている。</p>
9	<p>○ 子どもが支援を望まないと言っている場合の対応について</p> <p>ヤングケアラーの支援では、子どもの気持ちや意思確認が重要であると考え、特に、支援開始にあたっての子どもへの意思確認の際、「支援の必要はない」と言ってきた場合、あるいは関わりを拒否する場合、その後の対応はどうなるのか。(行政機関)</p>	<p>子どもたちが、支援が必要ではないと言っている場合、その子どもの状況をわかっている大人が周りにいることが一番大切なことだと考える。現時点では、「支援が必要ではない」と言っている場合でも、状態や状況が変わることもある。</p> <p>また、本人は支援を希望しているが、家族に配慮して、支援が必要ないと言っている場合もありえる。日頃から信頼関係を築き、現時点では必要ないと言っている子どもたちを見守り、何か緊急事態や状況が変わった場合に、支援を希望する場合もおきるかも知れないので、日頃から支援できる体制を整えていくことが重要である。</p> <p>また、十分な説明を行い、例えば本人・家族にとって福祉サービスを導入することによるメリットがあることを理解してもらうことにより、サービスの導入につながる場合もあるかもしれない。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
10	<p>○ 虐待とヤングケアラーケースの関連について</p> <p>虐待（ネグレクトや心理的虐待）と複合してヤングケアラーが発見されることが多いように思われるが、ヤングケアラー単体のケースというものはどの程度存在するのか。分かりやすい事例があったら、見立てに用いるような判断材料等を教えていただきたい。（行政機関）</p>	<p>福島県においては現在実態調査を行っており、どの程度ヤングケアラーと思われる子どもがいるのかを把握しているところである。調査結果は、年度末に公表を予定している。虐待との複合的な関連などについては、調査結果を踏まえて、今後、分析されることとなると思うので、お待ち願いたい。</p>
11	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>他市町村ではヤングケアラーに対して、どのような支援を行っているのかを参考に知りたい。（行政機関）</p>	<p>全体的な状況としては、本支援者研修会資料1－2に記載のとおりである。</p> <p>白河市のようにケアラー条例を制定し、その中でヤングケアラーについても対応している市もある。市町村からの相談報告状況によると、ケース検討は、要保護児童対策地域協議会の中で行っている市町村が多い傾向である。さらに掘り下げた確認が必要であれば、当課に問合せ願いたい。</p>
12	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>ヤングケアラーの支援について何が出来るのかを教えて欲しい。（居宅介護支援事業所）</p>	<p>本支援者研修会の埼玉県立大学 上原美子教授の資料2（ヤングケアラーと家族を支える関係機関や連携支援のあり方等が記載）や一般社団法人福島県社会福祉士会 島野光正氏の資料4（連携と協働のために）及び一般社団法人福島県介護支援専門員協会 吉田光子専務理事の資料5（ヤングケアラー支援の視点で介護支援専門員が担える役割）を参照いただきたい。</p> <p>様々な場面で発見されたヤングケアラーへの支援について、関係機関の垣根を越えて、同じテーブルについて協働していくことが重要である。</p>
13	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>ヤングケアラー支援としての介護支援専門員の役割等について教えて頂きたい。（居宅介護支援事業所）</p>	<p>本研修会のシンポジストである介護支援専門員の吉田氏の説明のとおり（資料5）。また、NO.12の回答を参照のこと。</p>
14	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>ヤングケアラーの介護と教育のバランスを確保できる支援はあるのか。（居宅介護支援事業所）</p>	<p>各事例により活用できる支援サービスも異なることから関係者間で個々の事例を検討する中で、新たなサービスの開拓が必要な事例もあるだろうし、一概にバランスを確保できる支援というのを一括りにまとめることはできないと思う。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
15	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>ヤングケアラーを支援する体制として、県として具体的にどんな支援内容か？数値的な目標はあるのか？（社会福祉団体）</p>	<p>本支援者研修会「3 県による行政説明〔ヤングケアラーに係る県の取組について〕」（資料1－2）に記載・説明のとおりである。</p> <p>早期発見、適切な対応に向け、普及啓発、人材育成、相談対応の整備を図っている。そのため県においては、本年4月よりヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、全市町村において相談窓口を設置し対応している。また、現在、実態調査を行っており、その結果を踏まえ市町村と連携して支援を強化していく。</p>
16	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>児童生徒から相談を受けて、ヤングケアラーと判断した場合、どのように支援の輪を広げていくか。（チャット）</p>	<p>〔 本研修会の基調講演者意見 〕</p> <p>まずは、子どもにどのような支援を受けたいかを確認する。また、現状把握、実態把握をする。</p> <p>虐待とは違い、保護者と話すことは出来ると思うので、子どもと保護者の両方から状況を聞くとともに、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」と言う）につなぐなどにより、支援の輪を広げていきたい。</p> <p>何より子どもの思い、ニーズに寄り添うような伴走型の支援が必要と考える。</p> <p>子どもが学校で相談した場合には、学校に来た際に、あるいは訪問等で状況を見守り、観察していくと小さな変化にも気づくことができるのではないかと考える。さらに、学校の教員がSSWにつなぎ、そこから関係機関につないでいくような支援ができればよい。</p> <p>〔 本研修会のシンポジスト意見 〕</p> <p>ヤングケアラーという言葉だけが先走ってしまって、その子が本当に何を望んでいるのか、今、どういうことに困っているのかということが置いてきぼりにされてしまっている気がする。私が思うのは、ヤングケアラーの問題に、虐待の問題とかが絡んできていて、これをすれば解決するというものは全くなく、むしろ支援につなげるまで、さらに（関係機関と連携はとるが）関係機関につなげるまでにかかり時間がかかるということを私たちは自覚しておかなければならない。</p> <p>いろいろなサービス、社会資源があったとしても、選択するのは本人、家族であり、彼らがそれを利用すると言う意思決定をしない限りは、どんなに勧めても改善されるということはないと思う。それでは、私たちは、何が出来るのか、学校の先生方は何が出来るのかと考えた時に、まずは彼らの言葉、意見を丁寧に聞いていくことがとても大事と考える。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
17	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>ヤングケアラーと認識した際に、行政窓口相談してもその場で終わってしまう場合もある。行政を通さずに直接他機関につなぐというのも抵抗があって、そのままになってしまうケースもある。こういった場合、どのような対応をしたらよいか。(チャット)</p>	<p>子どもは学校にいますので、行政に繋ぐ前に、まずは学校の内部で情報を共有して、そこで市町村の要対協につないでいくとか、学校責任者として校長先生がいるので、責任のもとで教育委員会を通じて関係機関に繋いでいくなどが考えられる。</p> <p>方法としては、学校によって既存の組織も違うと思うので、SSWの配置の状況も様々だと思うが、どの都道府県においても形は違ってもSSWの位置づけ(配置)はあると思うので、ぜひSSWにつないでほしい。そこから関係機関につなぐというのが良い方策と考える。</p>
18	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>関係機関が支援するというに加えて、一人の地域住民として、ケアラーの方にどのように関わっていけばよいか。何かできることはあるか。(チャット)</p>	<p>地域の方も、子どもたちの日々を見守ってくれている方だと思うので、気になる子どもたちがいたら声をかけていただくことは大切だと思う。気にかけてくださる大人がいるということはとても大切だと思うので、是非、地域の方々も、気になる子どもがいたら声をかけていただきたい。</p> <p>また、子どもは学校にいますので、もし伝えられることがあるのであれば本人の意思確認後に、学校へつなぐ。または福島県・市町村も相談窓口があるので、そこにつなぐ、あるいはその方の保護者に相談窓口の紹介をするなどして、対応することもできるのではないかと。</p> <p>地域の方々が目というのは、子どもたちを温かい眼差しで見ていると思うので、その方たちの見守りというのも、とても重要であると考えます。</p> <p>※ 相談機関については、県の児童家庭課HPにも掲載している。本年8月の県政広報誌にも、ヤングケアラー特集を掲載し、その中にも、問い合わせ先(連絡先)を掲載しているため、御参照のこと。</p>
19	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>法人が出来る支援としてはどのようなものがあるか。(社会福祉団体)</p>	<p>「法人」だからと言う枠組みで他機関と異なる支援があるということではなく、早期把握及び的確な支援につなげるために、ヤングケアラーに関する正しい知識の理解や普及啓発に努め、早期に気づいて頂くとともに、常日頃から関係機関からの相談等があった際には、連携を図り、調整の結果に基づく役割を担うなどの協力をお願いしたい。</p> <p>様々な場面で発見されたヤングケアラーへの支援については、関係機関の垣根を越えて、同じテーブルについて協働していくことをお願いする。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
20	<p>○ ヤングケアラー支援について</p> <p>支援者からみて、意思決定ができない親族の支援をしているお子さんの場合に、どのように支援していけばよいか。(チャット)</p>	<p>〔 本研修会のシンポジスト意見1 〕</p> <p>意思決定支援は大きなテーマでとても大事であり、親族が意思決定出来ないと判断するのはどうかと思うが、その中でもわかるような進め方をしていくということが重要である。</p> <p>お子さんであったとしても、秘密は守られるということ、本人の同意を得た上で必要なところにつなぐということが参画する第1歩だと思う。</p> <p>それを勝手に知らないうちにどこかに連絡して、どこかの相談につながったとなると、信頼を無くしてしまうということだと思う。</p> <p>その中で何が良いかという、本人や家族を含めて関係機関が一緒になってどういうことが必要なかということ、考えていくということ。専門職だけではなく、本人、家族も含めてみんなが支援する体制を作っているという関係作りが大事だと思う。その中で、共通の目標を持っていくということが大事である。専門職が決めて押しつけるというのではなく、我々専門職はすぐ支援したくなってしまうのだが、その前にやるのがたくさんあると思う。</p> <p>〔 本研修会のシンポジスト意見2 〕</p> <p>我々専門職側が、自分達専門職が言いたいことを伝えるスキルを上げることが重要である。</p> <p>親族が意思決定できないと言う問合せだが、決めているのは誰なのか、とうことが1つ気になったところである。</p> <p>お子さんが少なくともそこで困っているという意思表示をしているのであれば、お子さんの支援をしていけば良い。そのときに、お子さんに伝わる言葉を、そしてあなたが安心と思うなら、もっと専門の人に一緒に話を聞いてもらおうかというような問いかけもできるし、意思決定が出来ないと思っている状況をもう少し詳しく教えてもらうことで、そこで本当は大人の人に決めて欲しいことが、決めてもらえなくて、子どもは辛いのだと言う状況が見えてくるかもしれない。やはりそこで、最初に関わったお子さんの心理的に安心できる環境、人の中で、丁寧に状況を聞き取っていくということがあれば、意思決定支援に十分つながっていくと島野さんの話を聴きながら、感じたところである。</p>
21	<p>○ 社会資源について</p> <p>ヤングケアラーに関わる社会資源を県内各地それぞれ教えていただきたい。(心理関連施設)</p>	<p>県の児童家庭課HPに各市町村の相談窓口や相談先一覧等が掲載されているので御確認ください。</p>

NO	質 疑 事 項	回 答
22	<p>○ 重層的支援体制整備事業について</p> <p>重層的支援体制整備事業で対応している実例がありましたらお伺いしたい。 (地域包括支援センター)</p>	<p>現在、重層的支援体制整備事業を行っている市町村は福島市と須賀川市であり、福島市においては、9課連携で検討を行っており、その中にヤングケアラーケースも検討されていると聞いている。</p>